

桜新町街づくり協定



平成 26 年 4 月

桜新町街づくり協議会

桜新町街づくり協定

趣旨

桜新町商店街は世田谷の良好な環境の中で長きにわたって先人達が築き上げてきた魅力ある商店街である。

平成元年にショッピングプロムナード整備事業基本構想が策定されたのを受け、平成3年に「ショッピングプロムナード整備事業に伴う桜新町に於ける街づくりに関する取り決め（以下「取り決め」という）」を制定し、来街者にとって安全で魅力ある商店街の形成に努めてきた。

平成20年には、「桜新町商店街振興プラン」を策定し、桜新町商店街が目指す将来イメージとそのための行動理念を示した。また、平成21年には、桜新町街づくり協議会を設立し、街づくりの手法を導入した街並み整備の検討を開始した。

桜新町商店街の環境を維持し将来にわたって魅力と活力ある環境を形成するためには、現在の桜新町の魅力をつくってきた基盤であるこれまでの「取り決め」の思いを継続し、ひとりでも多くの関係者に街づくりの趣旨を理解してもらうことが必要である。

しかし「取り決め」の制定から二十数年が経過し、この「取り決め」が十分に周知されないために内容が守られないことも増えてきた。

そこで、より良好な街並み環境を形成することを目指すため「取り決め」を継承するとともに、新たな街づくりに向けて「桜新町街づくり協定」を制定し、区民街づくり協定として世田谷区に登録することとした。

基本方針

街づくりを円滑に推進するため以下のとおり基本方針を定め実行する。

- ①地域社会・住民の生活に密着した商店街として、地域住民とともに、安全・安心で快適なふれあい広場的な暖かい街づくりを目指します。
- ②桜新町という町名にふさわしい光と花と緑のあふれた、語らいのある憩いの場であり、誰もが感じる懐かしさとぬくもり、そして思いやりを感じる街づくりを目指します。
- ③この街にかかわる一人ひとりが率先して環境の美化に努めます。
- ④このぬくもりと落ち着きがある桜新町商店街を次の世代に引き継ぎます。
- ⑤「桜新町街づくり協定」を遵守しつつ、今後もより魅力ある街づくりに向けて継続して検討を進めます。

組織・運営

第1条

桜新町街づくり協議会は協定を実効あるものとするため、新たな街づくりのための推進組織として運営委員会を設置し、事務局を桜新町商店街振興組合事務所内におく。

第2条

運営委員会は桜新町街づくり協議会役員および、協議会員の中から互選により選任された地域メンバーで構成する。

- 2 運営委員は過半数を対象範囲の地権者とする。
- 3 運営委員の任期は1年間とし、再選を妨げない。

桜新町街づくり協定

第3条

運営委員会（以下甲という）は、協定の内容を遵守したこの街にふさわしい街づくりのため、街づくり協定を定めた範囲の権利者及び桜新町商店街振興組合の定款に定めた地区内の組合員・賛助会員・新規立地者（以下乙という）の窓口となり、建築、新規出店計画等についての相談・協議・決定を行う。

協定の内容

第1条

乙がサザエさん通り及び旧玉川通りに面して新築、増改築および改装する時は下記事項を厳守すること。

- ①甲に申し出て、事前調整協議をおこなうこと。
- ②建物の1階部分は道路境界線より1 m以上壁面後退すること。
- ③壁面後退した部分は前面の歩道との連続性を確保すること。
- ④建物の1階部分は店舗とし、商店街にふさわしい業種とすること。

第2条

新規出店者および関係人（貸主等を含む）は事前に甲に連絡し、桜新町に相ふさわしい街づくり及び商店街活動に協力すること。

2 風俗店、呼び込みなどで店外にスピーカーで大音量を発生するもの、閉鎖的で外から業種が分かりにくいもの、深夜まで営業する遊興施設等、当地区にふさわしくない業態は避けること。

3 反社会的勢力による出店はこれを認めない。

第3条

良好な環境を維持するために、乙は下記事項を厳守する。

- ①商品・袖看板・置き看板・ワゴン・ショーケース・自動販売機等は自店の敷地内に設置し、決して道路等に設置しないこと。
- ②シャッターのシースルー化やシャッターのデザインを工夫するなどして、閉店後も街のにぎわいに寄与すること。
- ③乙は店前の歩道及び車道の清掃を毎日行うこと。

第4条

高齢者、障がい者、車いすの利用者、子ども連れなど、誰もが使いやすいように入口の幅や通路幅の確保、段差の解消等を行うこと。

第5条

本協定書は桜新町街づくり協議会において半数以上の賛成を持って改定することができる。

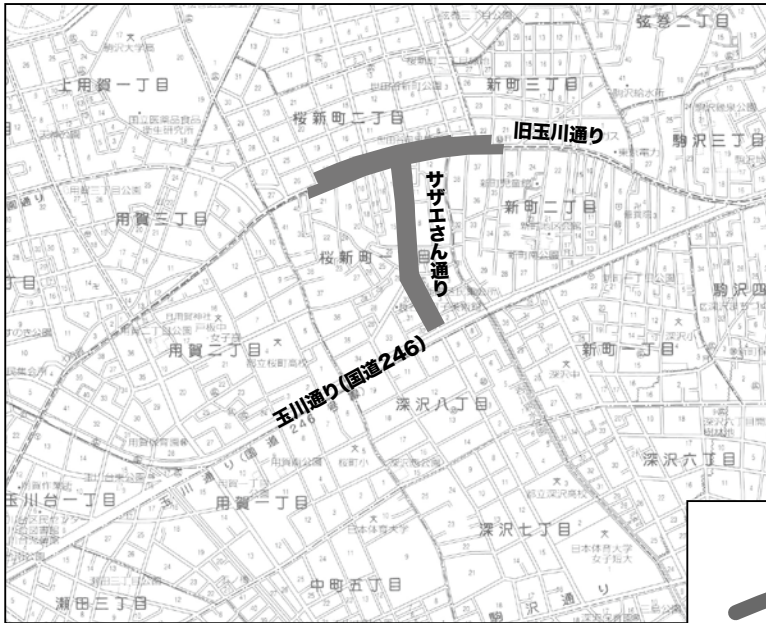
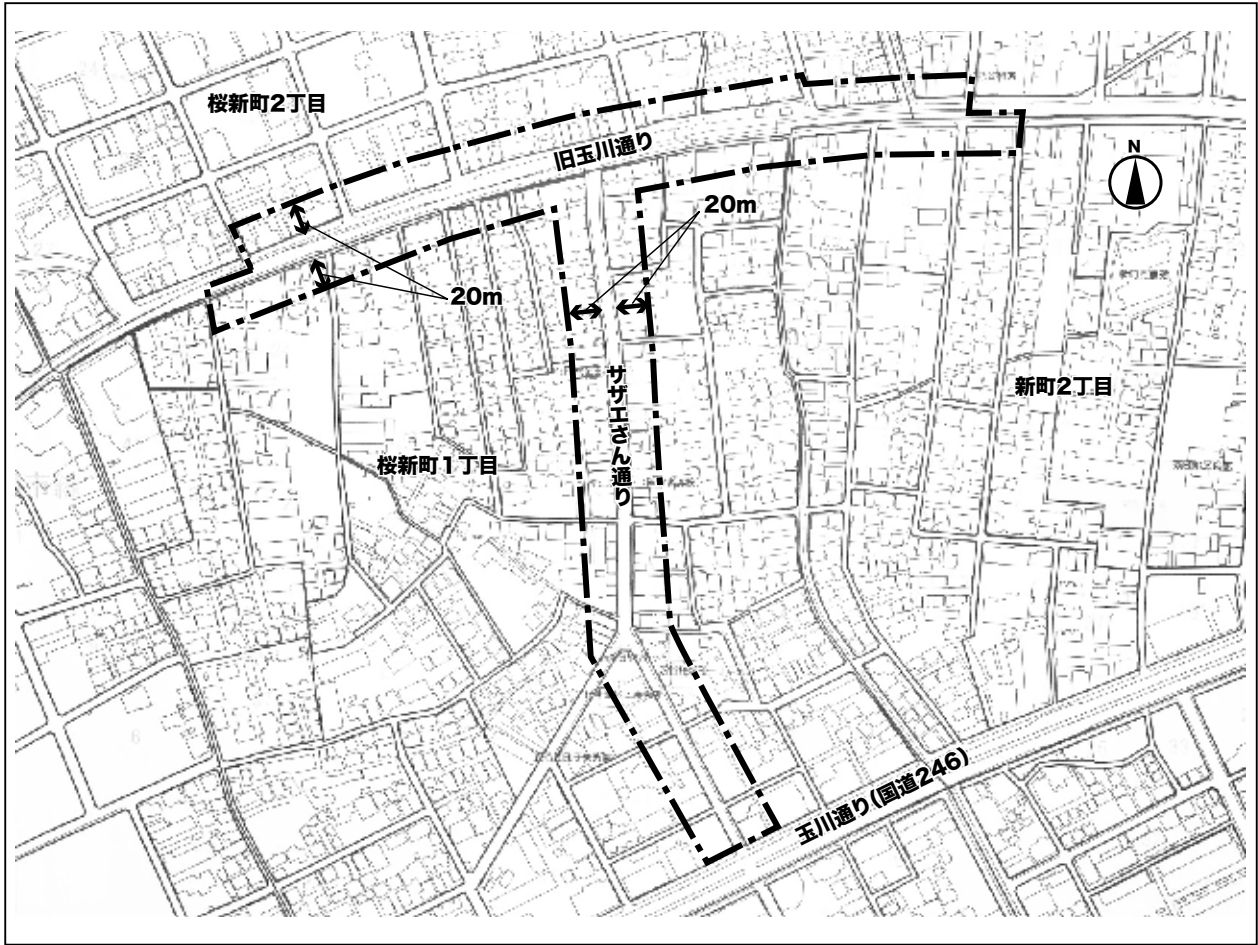
2 本協定の有効期間は登録の日から平成36年3月31日までとし、変更がない場合は5年ごとに自動的に更新する。

第6条

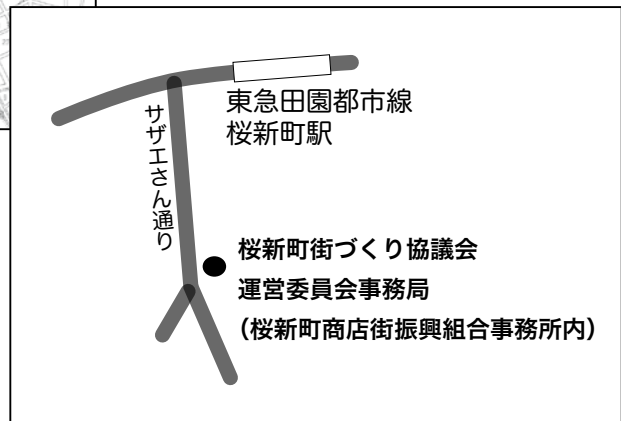
本協定書に定めなき事項については、各関係者は誠意を持って善処する。

※協定の範囲は裏面のとおりとする。

桜新町街づくり協定の範囲



案内図



桜新町街づくり協議会運営委員会事務局

住所 〒 154-0015 世田谷区桜新町 1-7-6

桜新町商店街振興組合事務所内

電話 03-3702-7850